

おしらせ

橋北地区市民センター
TEL 331-3787
FAX 330-0220

平成27年 12月 5日

NO. 17

表彰おめでとうございます

11月20日、平成27年度全国社会福祉大会において、民生委員・児童委員功労表彰を次の方が受表彰されました

《勤続》 15年以上

伊藤 裕一さん（滝川町）



13:00~15:30

「ミニ門松づくり」講座

（再掲載）

あなただけのオリジナルの門松で新年をお迎えしませんか？

- ☆場 所 橋北地区市民センター2階 会議室
- ☆定 員 15名
- ☆講 師 下田 正由さん
- ☆参加費 無料
- ☆持ち物 のこぎり・軍手
また お飾り（南天・センリョウ他）のある方は持ってきて飾りつけてください。
※作業のできる服装でお越しください

《申込み・問合せ先》

12月7日（月）9:00～
橋北地区市民センター（TEL 331-3787）の
窓口または電話で受け付けします。

回						
覧						



橋北「おとなの小学校」講座

一般聴講生募集

テーマ 「暮らしのお手伝いを住民の手で！」

☆日 時 平成28年1月14日（木）9：30～11：30

☆場 所 旧東橋北小学校 コミュニティ室

☆参加費 無料

《申込み・問合せ先》 橋北地区市民センター TEL 331-3787

図上訓練実施のお知らせ

12月13日（日）（10時より2時間の予定）

橋北地区市民センターにて、**図上訓練（HUG：避難所運営ゲーム）**を開催します。皆様と共に地域の防災を考えてみませんか。多くの方のご参加をお待ちしています。

《 図上訓練とは 》 11月29日に実施した橋北地区防災訓練のような実地の訓練とは異なり、室内で地図や施設の図面を見ながら皆で議論を行う想定上の訓練のこと。今回行うHUGとは、年齢や性別、国籍などそれぞれ事情を抱えた避難者を避難所の平面図にどれだけ適切に配置できるか、あるいは避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム形式の図上訓練です

家屋を取り壊したときはご連絡ください

家屋を取り壊したときは、市役所資産税課 家屋係までご連絡ください。物置や車庫など、小さな建物であってもご連絡をお願いいたします。

《問合せ先》 資産税課 家屋係 TEL 354-8135

年末年始業務のご案内

橋北地区市民センターの業務のお知らせ

12月29日（火）～1月3日（日）まで
休ませていただきます。

1月4日（月）から平常業務になります。

・ごみは必ず指定された収集日の朝
8時30分までに、決められた場
所に、決められた種類のごみを出
しましょう。

1. もやすごみ

年末年始の収集日は下記のとおりです。

（○印は収集日）

	12月 25日 金	26日 土	27日 日	28日 月	29日 火	30日 水	31日 木	1月 1日 金	2日 土	3日 日	4日 月	5日 火
月・木 収集区域	—	休	休	○	—	—	休	休	休	休	○	—

2. もやさないごみ・資源・ペットボトル

収集日程表のとおり

※粗大ごみ戸別有料収集の受付は、年末は12月28日（月）まで
年始は 1月 4日（月）から



3. し尿

年末は12月29日（火）まで 年始は 1月 4日（月）から

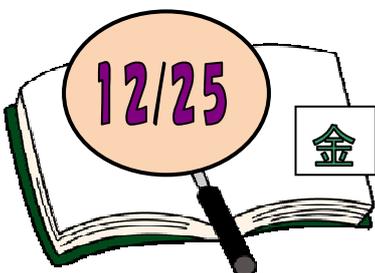
4. 年末・年始 処理施設の受入表

（平成27年度用）

施設名	北部清掃工場	南部埋立処分場	楠衛生センター （資源のみ）	南部清掃事業所 （動物の死体）
業務時間	午前8時30分～12時、午後1時～4時			
収集日	年末は12月30日（水）まで（土・日は除く） 年始は 1月 4日（月）より平常どおり			



○詳しくは、収集日程表、広報「よっかいち」12月下旬号をご覧ください。



12月の自動車文庫



橋北地区市民センター 10:00～10:40
滝川公園北駐車場 10:50～11:20

マイナンバー制度に便乗した不審な電話にご注意を！

マイナンバー制度に関連して、「個人情報进行调查する」「利用手続きにお金が必要」などという不審な電話がある、という相談が全国的に寄せられています。

市役所等の公的機関の職員が、マイナンバーの手続きに関して、家族構成や資産、年金の情報等を聞くことはありません。また、金銭を要求することはありませんので、決して支払わないようにしてください。

マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断るようにならしてください。



不安だな、心配だな、と思ったら、お気軽に

市民・消費生活相談室

相談専用電話 354-8264

※相談時間：月～金 9:00～12:00

13:00～16:00

または、最寄りの警察などにご相談ください。



【問合せ先】市民・消費生活相談室（四日市市役所1階） TEL 354-8147

戦没者等のご遺族の皆様へ

第10回特別弔慰金の申請はお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受けられない場合に、次の方に特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）が支給されます。

- ◆対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人
- (1) 平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - (4) 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた
上記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族

◆請求期間 平成30年4月2日まで

◆請求窓口 市役所3階 健康福祉課 TEL 354-8109 FAX 359-0288